

意匠法改正のポイント ~令和元年改正~

令和元年5月に「特許法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。このうち、意匠法改正に係る内容は、特許庁が提言する「デザイン経営」（デザインをブランド力及びイノベーション力向上のための重要な経営資源として活用する経営）を推進するために、意匠法におけるデザイン保護の拡大と手続の改善を図ろうとするものです。

以下に、改正意匠法の主な内容についてご紹介します。

主な改正点

- 保護対象の拡充
- 関連意匠制度の拡充
- 意匠権の存続期間の変更
- 複数意匠一括出願の導入
- 物品区分の扱いの見直し
- 創作非容易性の水準の明確化
- 組物の部分意匠の導入
- 間接侵害規定の拡充
- 手続救済規定の拡充
- 損害賠償額算定方法の見直し

1 保護対象の拡充

■ 「物品」のデザインに加え、物品に記録・表示されていない「画像」のデザインや、「建築物」の外観のデザインも意匠法の保護対象になります。



■ 複数の物品、壁、床、天井等から構成されている「内装」のデザインについても、一意匠として登録可能になります。

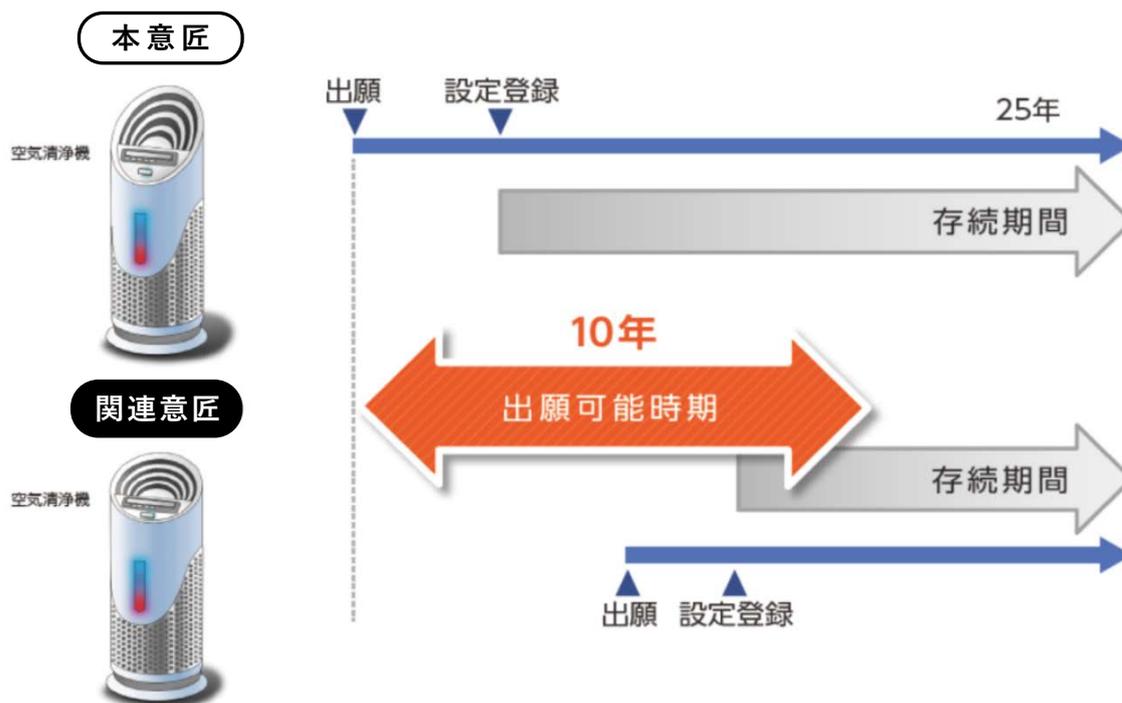


2 関連意匠制度の拡充

「関連意匠制度」は、自己が出願した意匠に類似している意匠を一定期間内に出願すれば登録することができる制度です。

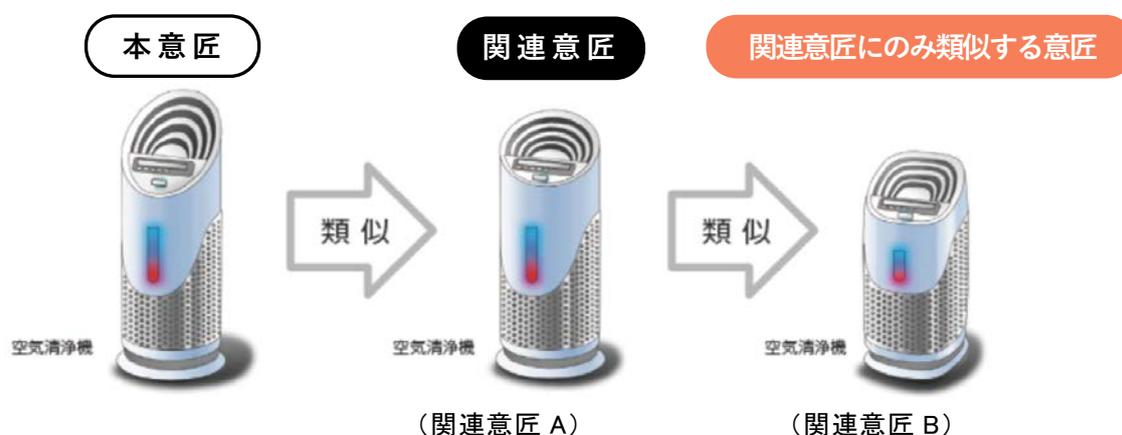
■関連意匠の出願可能期間が、現行の「本意匠の公報発行日前まで」から「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に改正されました。

なお、関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」です。



■「関連意匠にのみ類似する意匠」についても登録可能になります。

本意匠に類似する意匠（関連意匠A）にのみ類似する意匠（関連意匠B）の場合は本意匠が消滅していても、関連意匠Aが存続していれば登録が認められます。



※各イメージは説明用に作成されたものであり、意匠が実際に登録されるためには、意匠法に規定された登録要件（新規性、創作非容易性等）を満たす必要があります。

3 その他の改正項目

◆ 意匠権の存続期間の変更

意匠権の存続期間が、「登録から20年」から「出願日から25年」に。

◆ 複数意匠一括出願の導入

複数の意匠について一の願書で出願可能に。

◆ 物品区分の扱いの見直し

願書に記載すべき物品の区分を定めている「物品区分表」を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることに。

◆ 創作非容易性の水準の明確化

公然知られたものであるか否かにかかわらず、刊行物やウェブサイト等に掲載された形状・模様等も創作非容易性判断の根拠資料に。

◆ 組物の部分意匠の導入

組物の意匠についても、部分的に意匠登録することが可能に。

◆ 間接侵害規定の拡充

取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も、取り締まり可能に。

◆ 手続救済規定の拡充

指定期間や優先権書類等の提出期間が経過した後も、書類提出が可能に。

◆ 損害賠償額算定方法の見直し

権利者の生産・販売能力等を超える部分は、ライセンス料相当額を損害額として認定可能に。

4 改正意匠法の施行期日

■ 改正意匠法は、2020年4月1日から施行されます。

ただし、複数意匠一括出願の導入、物品区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充のための規定については、公布の日から2年以内※に施行される予定です。

※具体的な日については、後日政令で定められます。



詳しい情報はコチラ

INPIT 長野県知財総合支援窓口

長野窓口

長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
TEL:026-228-5559

岡谷窓口

岡谷市長地片間町 1-3-1 長野県工業技術総合センター1階
TEL:0266-23-4170